

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦、その息子夫婦及び息子夫婦の子）について、令和2年夏頃に同じ公営墓地内で地盤の崩れによる墓石倒壊を回避するために行った墓石の移転費用につき、東京電力の直接請求手続において原発事故直後に行われた当該墓石の修理費用の賠償をすでに受けていたものの、その後の避難指示が長期にわたり、その間に地盤の崩れが拡大している可能性が否定できないことを踏まえ、移転費用を実質的な修理費用と捉えたうえで、立証の程度を考慮してその1割から既払金の修理費用を控除した金額の賠償が認められるとともに、申立人夫婦とそれ以外の3名の間で、平成23年8月から平成29年5月まで家族別離が生じたことを考慮して、同期間月額3万円、申立人息子夫婦に対し、乳幼児であった子の世話をしながらの避難生活であったことを考慮して、平成23年7月から平成29年5月まで月額3万円、申立人息子妻に対し、妊娠中であったことを考慮して、平成23年3月は月額6万円、平成23年4月から同年7月までは月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められるなどした事例。

## 全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び対象期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び対象期間に係る和解金として金461万7450円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年11月8日

（仲介委員 篠原 一廣）

## 令和〇年(東)第〇号

項目		対象期間	金額
財物損害	墓石修理費用	-	111,600
就労不能損害 (申立人X2)	-	H23.3~H24.5	125,850
精神的損害の増額 (日常生活阻害慰謝料)	家族別離	H23.8.1~H29.5.31	2,100,000
	妊娠中の避難 (申立人X4)	H23.3.11~H23.7.2	150,000
	避難中の子育て (申立人X3、同X4)	H23.7.3~H29.5.31	2,130,000
合計			4,617,450